

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月13日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第88号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第8条中「第32条,」を「第29条の4第1項及び第32条並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)